

平成 25 年 3 月 29 日

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

Tel. 086-224-0737

貴省からの書簡、去る3月13日付で拝受致しました。ご多忙中、誠にありがとうございます。謝罪の御意志が随所に感じられるものであり、貴省がこの度の事件の重大性を非常に深刻に認識されている証であると受け止めております。

さて、私共は、この度の不祥事に関して、被害者の遺家族として多大なる憤りを感じております。しかし、先の公開質問状で、私共が貴省に求めているのは、謝罪ではなく、具体的事実に関する説明です。しかも国家の安全に関わるような機密情報の開示を求めているわけでもありません。

事実についての国民への説明責任は、公共機関の責務だと考えます。しかしながら、貴省からの書簡では、当方のお尋ねしたことに關しては、十分に整合性あるお答えをいただけておりません。

そこで、以下の通り、再質問をさせていただきますので、宜しく願い申し上げます。

記

1. 当方の質問事項の6番から9番までご回答頂けなかった理由を教えてください。
 - 1.に關し、以下、第1回公開質問の6番から9番までを再掲します。
2. (旧6) 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
3. (旧7) なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
4. (旧8) なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
5. (旧9) 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
6. 前項 5. (旧9)をご承知なら、具体例を挙げて、お示しいただきたい。
7. 紛失した名簿には、障害の度合いなどは記載されていないとのことですが、軽症者から重症者までが混在した名簿でしょうか。それとも名簿そのものが、はじめから、国指定の1級と2級に該当する重症者に絞り込まれているものにとらえてよいのか？
8. なぜ、職員は網棚にあげたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)
9. なぜ、職員は自宅に持ち帰ろうとしていたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)
10. 氏名と大雑把な居住地しか記載されない名簿がなぜ裁判に必要なのか？
11. 現状のデータでは差別につながらないと見解を示すことができる論理的理由。
12. 処分の内容は、公表される予定か？
13. 貴省がお詫び広報のホームページで公開した「裁判についての最低限の情報」では、原告の提訴の趣旨に誤解を招く可能性があると思われませんか？ なぜ容量が限られた広報で、「最低限の情報」に、原告の数をわざわざ「一人」と強調されたのか？
14. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。ご回答は、文書にてお願いします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を2週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年4月15日(月)とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書で

もってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しくお願い申し上げます。

以上

【参考資料 1】

平成 25 年 3 月 1 日

【宛先、以下2箇所】

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

Tel. 086-224-0737

平成 25 年 2 月 20 日に発生した、
「厚生労働省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿等の紛失」
に関する公開質問状

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、2月20日に都内で発生しました貴省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件患者名簿 455人及び裁判関係者の個人情報紛失という事態に関しまして、以下の通り質問申し上げますので、ご回答方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

はじめに

今回の事態は、例えば、“民間企業の社員が顧客のデータをファイル交換ソフトで流出させてしまった”という類の個人情報紛失のレベルとは、全く桁違いの重大性を有する問題であり、公害被害者の名簿を公共空間で紛失するという事態は、おそらく、戦後行政史の中では初めての重大な不祥事であり、被害者の人権をあまりに軽く考えている行為であると言えます。

ア) 貴省のホームページでは、何の目的から、これだけ多量の被害者の名簿を長距離に移動させていたかについて、極めて曖昧な説明しか行われておりません。貴省は、職員が大量の被害者名簿を携帯していたのは、あたかも“裁判上の都合から自然であるかのごとく”の説明をされています。しかし、貴省がホームページで別添PDFを製作公開し、そこで、わざわざ、原告は「一人」と強調されていることからみても、この名簿は全く不要と思われます。貴省ホームページで公表されている説明は最小限かつ不自然であり、名簿の所属と移動履歴、貴省内作成名簿を貴省内から持ち出したのか、或いは岡山で何者かから譲渡されたのか、貴省が岡山で何者かに譲渡・公開しようとしたのか、の事実関係等について、更なる真相解明と説明責任を求めるものです。

イ) 被害者は今もなお後遺症に苦しめられているばかりか、更に氏名が特定された場合、結婚や就職などにおいて、家族親戚・子どもの世代にまで及ぶ日常的で厳しい差別に苦しんでいます。このような環境の中で、その大量の患者名簿を外部へ持ち出した上に紛失などという事態は、絶対にあってはならないことです。メディア関係者でも被害者取材には多大の神経を払っておられ、最高度にセンシティブなデータといえます。それを電車の網棚に放置など、まさに「パンドラの箱を開ける」に等しい被害者を軽んずる行為とも言えます。さらには、企業と国の癒着で 20 年近くにわたり抹殺され、痛めつけられた被害者にとって、半世紀後に再再度降って湧いた追い討ちにも匹敵する衝撃的な事態です。そのきわめて慎重に取り扱われるべき名簿を電車の「網棚に紙袋入りで放置して、携帯で音楽を聴いていた」という

一部報道内容からみられるような、貴省の公害被害者を軽んじる姿勢には信じ難いものがあり、憤りを禁じえません。このような取り扱いを生んだ背景事情について徹底的な真相究明と説明責任を求めます。

ウ)以下の通り、当館は学術研究機関として質問状を発し、貴省の見解を問います。

【質問内容】

1. 今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の作成元の組織名と帰属先の組織名。
2. 被害者のどんな情報が含まれているのか？ (実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータのカテゴリ一別に詳細をご説明いただきたい。現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族・子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)
3. 名簿は
 - ア)職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？
 - イ)それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？
4. 前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名もの大量の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？
5. 前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。
6. 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
7. なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
8. なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
9. 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
10. 貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？
11. 貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当の額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？
12. 今後に悪用される危険性を防止するための有効な対策をどう考えているのか？そして、紛失した被害者対象者への個別の説明責任はどうするのか？
13. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。

ご回答は、文書にてお願いします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を1週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年3月11日とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書でもってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。

また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しくお願い申し上げます。

以上

【参考資料 2】

当方の質問と貴省の回答【対照表】

	第1回質問事項	厚生労働省回答	評価
1	今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の作成元の組織名と帰属先の組織名。	ひ(ママ)素の混入した森永乳業製の粉ミルクを飲用したことの証明書を厚生省(現厚生労働省)と財団法人ひかり協会が連名で交付するため、昭和54年に、財団法人ひかり協会が厚生省に交付対象者を協議する目的で作成し、厚生省が保管していたものです。	交付対象者協議の目的で作成し、本人を特定する目的の名簿であるかのようなご回答。
2	被害者のどんな情報が含まれているのか？(実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータのカテゴリー別に詳細をご説明いただきたい。現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族・子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)	個人情報として記載されている事項は、昭和54年当時の氏名と居住市町村のみであり、ご指摘の障害の軽重、後見人、年齢等は含まれておりません。	2.では本人を特定できるデータではないと強調されている。
3	名簿は ア)職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？ イ)それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？	当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用したものであり、	3では本人を特定するために携行していたとされている。 1.2.3.への回答は相互に矛盾
4	前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名もの大量の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？	裁判上必要となる可能性があるため、厚生労働省職員が本裁判に出廷する際に携行していたものです。	本人が特定できないデータを運搬して、原告をどう特定するのか？ 原告に関する個人データがあれば済むのではないか？
5	前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。		
6	貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？	回答なし	職員のモラルに関する重要な事実関係と考えるが？
7	なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？	回答なし	〃

8	なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？	回答なし	”
9	貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？	回答なし	差別への認識がないのなら、お詫びは何のため？
10	貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？	関係職員については必要な処分を行う予定としています。	公開予定であるか？
11	貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当の額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？	報道関係者に対して本裁判について簡潔に説明する必要があることから、報道発表を行う厚生労働省食品安全部企画情報課において、裁判所に提出された訴状を基に必要最小限の記載を行いました。	必要最小限の説明に原告の人数は必須か？
12	今後にも悪用される危険性を防止するための有効な対策をどう考えているのか？そして、紛失した被害者対象者への個別の説明責任はどうするのか？	(前略…ホームページに掲載)ご説明の方策について、被害者救済事業を実施している公益財団法人ひかり協会等とご相談しているところです。	ひかり協会は被害者を組織している団体ではない。現・被害者団体も被害者の20%以下しか組織していない。